

議案第28号

米原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

米原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

道路法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第378号）の公布に伴い、令和5年4月1日から道路占用料を改定するため、この案を提出するものである。

米原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

米原市道路占用料徴収条例（平成17年米原市条例第150号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

（単位：円）

占用物件の種類		単位	占用料の額
法第32条第 1項第1号 に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	480
	第2種電柱		730
	第3種電柱		990
	第1種電話柱		430
	第2種電話柱		680
	第3種電話柱		940
	その他の柱類		43
	共架電線その他上空に設ける線 類		長さ1メートルにつき 1年
	地下に設ける電線その他の線類	3	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メー トルにつき1年	260
	変圧塔その他これに類するもの および公衆電話所	1個につき1年	850
	郵便差出箱および信書便差出箱		360
	広告塔	表示面積1平方メー トルにつき1年	870
	その他のもの	占用面積1平方メー トルにつき1年	850
	法第32条第 1項第2号	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年
外径が0.07メートル以上0.1メー		26	

に掲げる物件	トル未満のもの				
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				38
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				51
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				77
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				100
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				180
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				260
	外径が1メートル以上のもの				510
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3
			その他のもの		9
		道路の構造または交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	680
	その他のもの		上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	430
			地下に設けるもの		260
	その他のもの			850	

法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	850	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街 および 地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			430	
	地下に設ける通路			260	
	その他のもの			850	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	87	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）	看板（ア） 一チで あるも のを除 く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870	
第7条第1号に掲げる物件	標識		1本につき1年	680	
第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9	
		その他のもの		1本につき1月	87
		幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9
	その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月	87	

	除く。)				
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	870	
		その他のもの		430	
政令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	850	
政令第 7 条第 3 号に掲げる施設			占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.031 を乗じて得た額	
政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設および同条第 5 号に掲げる工事用材料			占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	87	
政令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物および同条第 7 号に掲げる施設			占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	85	
政令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下 (当該路面下の地下を除く。) に設けるもの		占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.014 を乗じて得た額	
	上空に設けるもの			A に 0.017 を乗じて得た額	
	地下 (トンネルの上の地下を除く。) に設けるもの	階数が 1 のもの		A に 0.004 を乗じて得た額	
		階数が 2 のもの		A に 0.006 を乗じて得た額	
		階数が 3 以上のもの		A に 0.007 を乗じて得た額	
	その他のもの			A に 0.025 を乗じて得た額	
政令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物		占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.019 を乗じて得た額	
	その他のもの			A に 0.014 を乗じて得た額	
政令第 7 条第 10 号に掲げる施設および自動車	建築物		占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.022 を乗じて得た額	
	その他のもの			A に 0.014 を乗じて得た額	

駐車場			
政令第7条 第11号に掲 げる応急仮 設建築物	トンネルの上または高架の道路 の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	占有面積1平方メート ルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額 Aに0.022を乗じて得た額 Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メート ルにつき1年	Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条 第13号に掲 げる施設	トンネルの上または高速自動車 国道もしくは自動車専用道路(高 架のものに限る。)の路面下に設 けるもの 上空に設けるもの その他のもの	占有面積1平方メート ルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額 Aに0.022を乗じて得た額 Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第14号に掲げる施設		占有面積1平方メート ルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

米原市道路占用料徴収条例新旧対照表（改正理由）

改正後				現 行				改正理由
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				・道路占用料の額を改定することに伴う改正
（単位：円）				（単位：円）				
	占用物件の種類	単位	占用料の額		占用物件の種類	単位	占用料の額	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	480	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	420	
	第2種電柱	1年	730		第2種電柱	1年	650	
	第3種電柱		990		第3種電柱		880	
	第1種電話柱		430		第1種電話柱		380	
	第2種電話柱		680		第2種電話柱		610	
	第3種電話柱		940		第3種電話柱		830	
	その他の柱類		43		その他の柱類		38	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4	
	地下に設ける電線その他の線類		3		地下に設ける電線その他の線類		2	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420		路上に設ける変圧器	1個につき1年	370	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	260		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230	
	変圧塔その他これに類するもの	1個につき	850		変圧塔その他これに類するもの	1個につき	760	
	および公衆電話所	1年			および公衆電話所	1年		
	郵便差出箱および信書便差出箱		360		郵便差出箱および信書便差出箱		320	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	870		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960	
	その他のもの	占用面積1平方メートルに	850		その他のもの	占用面積1平方メートルに	760	

				つき1年	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1メートルにつき1年	18
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				26
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				38
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				51
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				77
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				100
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				180
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				260
	外径が1メートル以上のもの				510
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3
			その他のもの		9
		道路の構造または交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	680

				つき1年	
法第32条第1項第3号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1メートルにつき1年	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				34
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				45
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				68
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				91
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				160
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				230
	外径が1メートル以上のもの				450
法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設				法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設	760
				占有面積1平方メートルにつき1年	

	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	430
		地下に設けるもの		260
	その他のもの			850
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	850
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			430
	地下に設ける通路			260
その他のもの		850		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	87

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			480
	地下に設ける通路			290
その他のもの		760		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	10
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	96

道路 法施 行令 (昭 和27 年政 令第 479 号。以 下「政 令」と い う。) 第7 条第 1号 に掲 げる 物件	看板（アーチ であるものを 除く。）	一時的に設ける もの	表示面積1平 方メートルに つき1月	87
		その他のもの	表示面積1平 方メートルに つき1年	870
	標識		1本につき 1年	680
	旗ざお	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるも の その他のもの	1本につき 1日	9
			1本につき 1月	87
	幕（政令第7 条第4号に掲 げる工事用施 設であるもの を除く。）	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるも の その他のもの	その面積1平 方メートルに つき1日	9
			その面積1平 方メートルに つき1月	87
		アーチ もの その他のもの	1基につき1 月	870
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平 方メートルに つき1年	850
	政令第7条第3号に掲げる施設		占有面積1平 方メートルに つき1年	Aに0.031 を乗じて 得た額

道路 法施 行令 (昭 和27 年政 令第 479 号。以 下「政 令」と い う。) 第7 条第 1号 に掲 げる 物件	看板（アーチ であるものを 除く。）	一時的に設ける もの	表示面積1平 方メートルに つき1月	96
		その他のもの	表示面積1平 方メートルに つき1年	960
	標識		1本につき 1年	610
	旗ざお	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるも の その他のもの	1本につき 1日	10
			1本につき 1月	96
	幕（政令第7 条第4号に掲 げる工事用施 設であるもの を除く。）	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるも の その他のもの	その面積1平 方メートルに つき1日	10
			その面積1平 方メートルに つき1月	96
		アーチ もの その他のもの	1基につき1 月	960
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平 方メートルに つき1年	760

政令第7条第4号に掲げる工事用施設		占用面積1平方メートルにつき1月	87		
および同条第5号に掲げる工事用材料		平方メートルにつき1月			
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物		占用面積1平方メートルにつき1月	85		
および同条第7号に掲げる施設		平方メートルにつき1月			
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額		
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額		
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	
			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
				階数が3以上のもの	
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		
政令第7条第9号に掲げる	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額		

政令第7条第4号に掲げる工事用施設		占用面積1平方メートルにつき1月	96		
および同条第5号に掲げる工事用材料		平方メートルにつき1月			
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物		占用面積1平方メートルにつき1月	76		
および同条第7号に掲げる施設		平方メートルにつき1月			
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額		
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額		
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	
			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
				階数が3以上のもの	
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		
政令第7条第9号に掲げる	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額		

施設			
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物 その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.022を乗じて得た額 Aに0.014を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額 Aに0.022を乗じて得た額 Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第13号	トンネルの上または高速自動車国道もしくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額

施設			
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物 その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.023を乗じて得た額 Aに0.013を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額 Aに0.023を乗じて得た額 Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第13号	トンネルの上または高速自動車国道もしくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額

に掲げる施設	上空に設けるもの	Aに0.022
		を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.031
		を乗じて 得た額
政令第7条第14号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.031 を乗じて 得た額

備考 略

に掲げる施設	上空に設けるもの	Aに0.023
		を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.033
		を乗じて 得た額

備考 略